

本庁関係各課長  
各関係機関の長  
各土木事務所長 } 様

交通基盤部建設支援局建設技術企画課長

### 建築工事における熱中症対策に係る費用について

建設業において熱中症による死亡災害が多く発生している状況を考慮し、静岡県が発注する建築工事（建築設備工事を含む。以下同じ）における熱中症対策に係る費用について、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

#### 記

#### 1. 対象工事

静岡県が発注する建築工事のうち、6月から9月の間に施工が見込まれる工事  
（平成31年4月1日以降契約の既契約工事及び入札手続き中の工事を含む）

#### 2. 工事費への費用計上

一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等を含んで当初工事費に費用計上されているため、当初工事費積算では追加の費用計上を行わない。

しかしながら、熱中症対策として別表の項目に加えて以下の項目を実施する場合については、受注者発議により受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応する。

- （1）遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- （2）ドライミスト
- （3）暑さ指数（WBGT値）の計測装置

当該項目に係る費用の積算にあたっては、受注者からの見積価格等を参考として、（1）については直接工事費に計上し、（2）及び（3）については共通仮設費に積み上げ計上する。なお、計上の対象は資材費（損料又は賃料）及び設置・撤去費とする。

#### 3. 手続き等

別添の特記仕様書（別添1）により契約の上、受注者発議の協議に基づき設計変更を行う。また、既契約工事及び入札手続き中の工事については、当該扱いについて受注者に通知（別添3）の上、受注者発議で協議し、協議が整った場合には設計変更を行う。

受注者は工事完了までに実施報告書（別添2）にて発注者に報告し、発注者は当該報告書により協議に基づく対策の実施状況を確認する。

なお当該取扱いによる設計変更に伴う契約変更は、設計変更事務処理要領の8で規定する「軽微な設計変更」として、工事完了までに行う（500万円を超える場合を除く）。

#### 4. 専門工事業者からの見積を参考に共通仮設費及び現場管理費を算定する工事の扱い

建築工事共通費積算基準で示す率により共通仮設費及び現場管理費を算定する工事と同様に扱う。ただし、当初設計の参考見積に明記されるなど、あらかじめ2.(1)～(3)に相当する内容が工事費に含まれると認められる場合を除く。

#### 5. 総合評価落札方式での技術提案の取扱い

熱中症対策については、技術提案の有無により受注者の費用負担に差が生じることがないように、入札契約手続き段階における総合評価落札方式の技術提案のテーマとして熱中症対策は求めないこととする。

ただし、熱中症対策以外を目的として、2.(1)～(3)の項目についての技術提案があり、採用した場合(例：粉じん対策としてドライミストの提案)、その費用は受注者負担とする。

#### 6. 留意事項

- ・費用の追加計上については、別表の一般的な熱中症対策に関する項目が別途に行われることが前提だが、必ずしも全項目の実施を必須要件とするものではなく、工事毎の特性に応じた項目を対象とする。
- ・本取扱いにより2.(1)～(3)の対策実施を設計変更の対象とする場合には、これらの実施は工事成績評定における評価(創意工夫)の対象とならない。
- ・予定価格250万以下の少額工事や短期間の工事等であって、特別な熱中症対策の必要性が高くないと認められる場合には、発注機関の判断により本取扱いの対象外とすることができる。

##### (別表)

一般的な熱中症対策に関する項目(共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目)

- ・作業場用大型扇風機
- ・作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服等

以上

担当 技術調査班 鈴木、遠藤  
TEL (054)221-2168

## 建築工事 熱中症対策 特記仕様書

熱中症対策として別表の項目に加えて以下の項目を実施する場合については、受注者発議により受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更を行う。なお、協議に基づく実施状況は、別紙報告書により監督員に報告する。

- (1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- (2) ドライミスト
- (3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費及び現場管理費等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服 等

### 【留意事項】

- ・ 別表の一般的な熱中症対策に関する項目が別途に行われることを上記協議の前提とするが、必ずしも別表の全項目の実施を必須要件とするものではなく、工事毎の特性に応じた項目を対象とする。
- ・ (1)～(3)の対策実施を設計変更の対象とする場合には、これらの実施は工事成績評価における評価（創意工夫）の対象とならない。

(別紙)

## 建築工事 熱中症対策 実施報告書

1. 建設工事名
2. 対策実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 実施項目 (該当番号に○)
  - (1) 遮光ネット (足場に設置するものに限る)
  - (2) ドライミスト
  - (3) 暑さ指数 (WBGT値) の計測装置
4. 実施状況

(実施状況写真)

(実施状況写真)

上記のとおり協議に基づく熱中症対策を実施したので報告します。

令和 年 月 日

〇〇事務所  
監督員 〇〇 様

〇〇会社  
現場代理人 〇〇 ㊟

令和 年 月 日

(受注者) 様

〇〇事務所長

工事における熱中症対策に係る費用について

契約中の建設工事の熱中症対策に係る費用について、下記のとおり取り扱うこととします  
ので通知します。

記

1. 建設工事名

2. 熱中症対策に係る費用の取扱い

当該工事の熱中症対策に関して、必要に応じて別紙特記仕様書(案)に基づき受注者  
発議により受発注者間で協議し、協議が整った場合には設計変更を行う。

以上

担当 〇〇

TEL 〇〇